

令和8年度
「里山林活性化による多面的機能発揮対策」の概要

北海道水産林務部森林海洋環境局
森林海洋環境課木育推進係

～ 目 次 ～

- ・ 令和8年度林野庁予算概算決定の概要
- ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策とは
- ・ 支援メニューと国の交付額
- ・ 交付金の交付の流れ
- ・ 交付金と道・市町村による補助
- ・ 交付金を受けるための要件等
- ・ R 6からR 7への移行の考え方（参考）

【注意事項】

- 本日の説明資料は、令和8年1月8日に林野庁主催で 都道府県及び地域協議会向けに実施された、「令和8年度里山林活性化による多面的機能発揮対策オンラインミーティング」における説明資料から作成しています。
- 国の改正後の要綱・要領がまだ示されていないため、今後、内容が変更になることがありますので、ご承知置きください。

令和8年度林野庁予算概算決定の概要（抜粋）

森林・山村地域活性化振興対策

令和8年度予算概算決定額 951,082 (951,082) 千円 (国費)

※（）内の数字は令和7年度予算額

<目的>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域に身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」(※)も含めた活動の実践を支援

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策 951,082千円

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、下記の取組を実施

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
 - ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
 - ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
 - ④ 活動組織の活動成果の評価検証等
- ②③については市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置づけられている場合に優先採択

令和8年度林野庁予算概算決定の概要（PR資料）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち

森林・山村地域活性化振興対策（拡充）

令和8年度予算概算決定額 951,082千円（前年度 951,082千円）

＜対策のポイント＞

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。
※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

＜事業目標＞

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70% [令和11年度]）

＜事業の内容＞

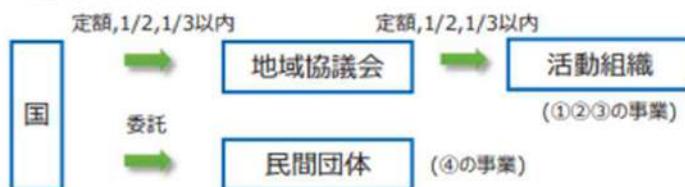
里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等

を実施します。
※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

＜事業の流れ＞



確保
育成

実践

＜事業イメージ＞

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援
最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援
最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援
最大19.1万円/ha

上記活動に必要となる路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



里山林活性化による多面的機能発揮対策とは

地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対する支援

現場のニーズ

- ・荒れている里山林の手入れや景観維持・保全活動を行いたい
- ・薪やシイタケ原木など森林資源を活用して、里山林を活性化したい
- ・森林空間を活用した取組により、里山林を活性化したい



- ・森林整備のための歩道を作りたい
- ・整備した森林をみんなで活用したい



活動メニュー

主たる活動【必須】

地域活動型

- 地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援
※資源活用の取組が必須事項

複業実践型

- 半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

従たる活動

- ・歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修
- ・関係人口の創出、維持活動
- ・資機材の購入・設置
- ・活動推進費

※主たる活動と組み合わせて実施

支援メニューと国の交付額（主たる活動）

メインメニュー

※見回りのみの活動では支援対象とならない

区分	国の交付単価	対象となる活動内容
地域活動型 (森林資源活用)	初年度 120千円/ha 2年目 116千円/ha 3年目 112千円/ha	雑草木の刈払・集積・搬出・処理、落ち葉搔き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 ※資源活用の取組が必須事項。資源活用は素材としての利用が原則であるが、R 6以前から活動を継続している場合は、空間としての利用（森林レクリエーションや森林環境教育など）も対象
地域活動型 (竹林資源活用)	初年度 2年目 3年目	北海道は竹林が無いので対象外
複業実践型	初年度 191千円/ha 2年目 176千円/ha 3年目 162千円/ha	間伐木の伐採・運搬・処理、地域活動型で対象となる活動 【採択要件等】 ・法人格の保有 ・活動組織と森林所有者の間で10年以上の期間を設定した協定の締結 ・年度内に1回以上の林業労働安全衛生に関する研修の開催又は受講 ・一定以上の活動日数（構成員平均で年70日以上） →「70日」には、森林整備のほか、活用に係る現場での実作業もカウント可。作業日ごとの作業時間の下限は特になし。 ・資源活用の数値目標を設定し、達成 ・間伐率等の条件から針葉樹人工林が対象

支援メニューと国の交付額（従たる活動）

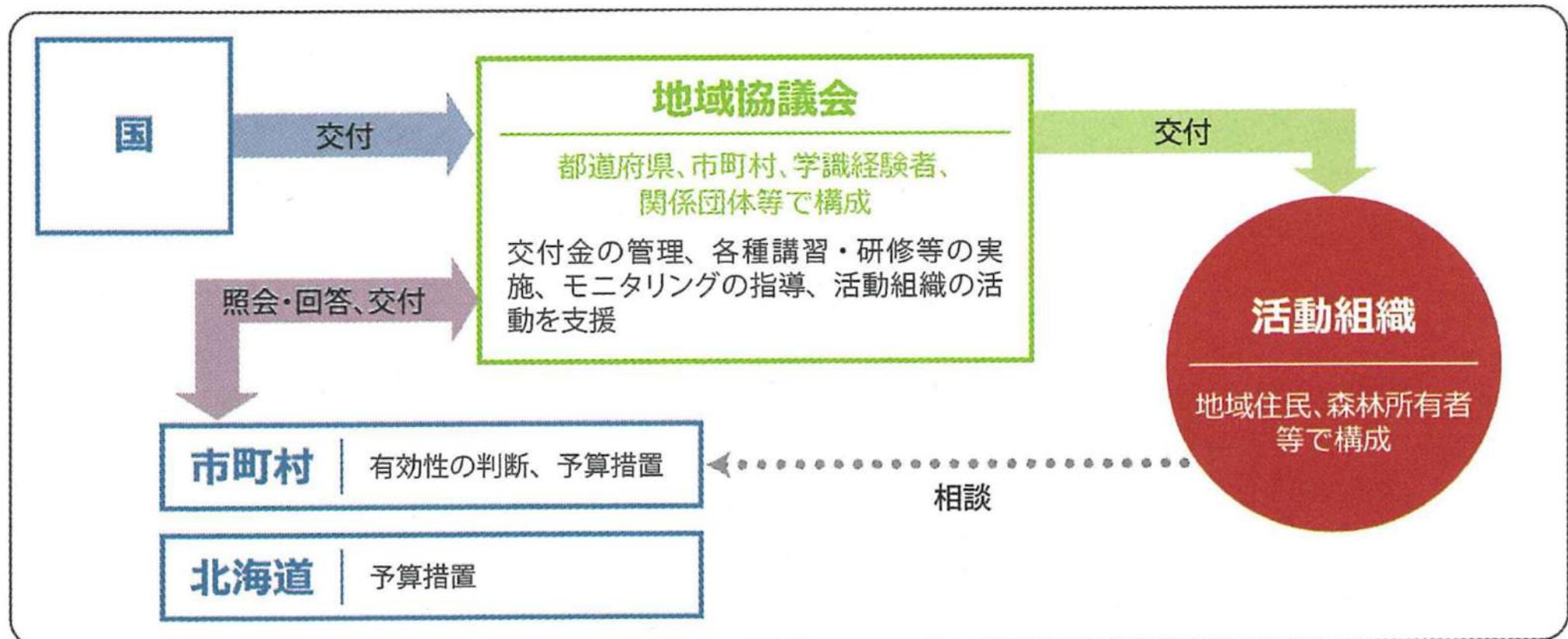
追加メニュー

※3年間の計画の中でメインメニューと組合せて実施

区分	国の交付単価	対象となる活動内容
機能強化	800円/m	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り ※ <u>同一年度・同一箇所でメインメニューと組み合わせて実施</u>
関係人口創出・維持	最大50,000円/年	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入に当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等 ※ <u>10名以上（「年1回以上かつ1回につき10名以上」又は「年2回以上かつ1回につき5名以上（同じ者の2回以上参加も可）」）の地域外関係者が参加する活動を行う必要</u>
資機材等整備	1/2以内 又は 1/3以内	活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は、関係人口創出・維持に係るものに限る。）
活動推進費	最大38,000円／年	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

交付金の交付の流れ

【フロー図】



交付金と道・市町村による補助

国からの交付額（交付金）は、活動型ごとに定められた
単価×事業量（面積、延長）を上限

市町村の負担額は、国の交付額の6分の1を目安

北海道の補助額は、当初の国費採択額を基準に6分の1以内を目安

<例>地域活動型（森林資源活用）、森林面積1haとした場合



※交付単価は活動初年度の例になります。

※国の交付額は、1活動組織あたり、年度ごとに上限額が設定される予定です。（昨年度は上限500万）

※市町村の負担は任意です。市町村の負担がない場合は、活動組織には国からの交付金のみが支給されます。

※「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」に対する支援は国の交付額のみです。

交付金を受けるための要件等

次の要件を満たす活動組織を設立し、活動計画を作成して、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申込みを行います。

活動組織の要件 ※要件を満たしている団体は新組織を設立せずに申請可能

構成員	<ul style="list-style-type: none">○ 森林所有者、地域住民、自治会、地域外関係者等の3名以上の者で構成する団体又は3名以上の従業員等で構成する法人（複業実践型は法人格の取得が必要）
体 制	<ul style="list-style-type: none">○ 代表者を定めていること○ 北海道内に主たる事務所を置いていること○ 意思決定方法、自主財源の調達方法、会計の処理方法、その責任者、内部監査の方法等を明確にした、活動組織の運営等に係る規約等を定めていること
協定書	<ul style="list-style-type: none">○ 円滑に活動を行えるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者との間で協定を締結 <協定書の記載事項><ul style="list-style-type: none">・協定を締結する者・協定の目的・協定の対象となる森林・協定の期間 （複業実践型は10年以上）・森林経営計画の確認等・活動計画・その他必要な事項

対象森林	<ul style="list-style-type: none">○ 森林経営計画が策定されていない森林（面積0.1ha以上）○ 主たる活動について、異なる区分を同一年度に同一森林に重複して適用することは不可
------	--

活動計画書	<ul style="list-style-type: none">○ 次の内容を記載した計画書を作成（計画書の作成は交付金の対象外）<ul style="list-style-type: none">・組織の名称及び所在地・活動する地区の概要、取組の背景等・年度別スケジュール（複業実践型は間伐材等の搬出量の目標設定が必要）・活動の目標・モニタリング調査方法・安全装備、傷害保険・安全講習（複業実践型は年1回以上の林業労働安全衛生に関する研修が必要）・計画図・資源活用の取組・その他必要な事項
-------	--

R6からR7への移行の考え方（参考）

【例】同一の場所で引き続き活動することを希望する場合のR6からR7への移行の考え方

年度 ケース例	森林・山村多面的機能発揮対策				里山林活性化による多面的機能発揮対策					備考		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
A					地(森・竹) ① 推	地(森・竹) ② 推	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)		II(ア)の場合		
B		里① 竹① 推	里② 竹②	里③ 竹③	地(森・竹) ① 推	地(森・竹) ② 推	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)		II(イ) ① の場合		
C			里① 竹①	里② 竹②	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)					II(イ) ② の場合	
D				里① 竹②	地(森・竹) ① 推	地(森・竹) ② 推	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)		II(イ) ① の場合		
E				里① 竹①	地(森・竹) ② 推	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)			II(イ) ② の場合		
F				里① 竹①	地(森・竹) ① 推	地(森・竹) ② 推	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)		II(イ) ① の場合		
G	里③ 竹③	資①	資②	資③	(原則として同一の場所は対象外)							
H	里② 竹②	里③ 竹③	資①	資②	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)						
I	里① 竹① 推	里② 竹②	里③ 竹③	資①	地(森・竹) ② 推	地(森・竹) ③ 推	(原則として同一の場所は対象外)			II(ウ) の場合		

(凡例) 地域環境保全タイプ(里山林保全)=里、地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)=竹、森林資源利用タイプ=資、活動推進費=○または□のなかに推(×付きは活動推進費交付不可)、地域活動型(森林資源活用・竹林資源活用)=地(森・竹)、丸数字は年数。

R 6 から R 7 への移行の考え方（参考）

（共通）

現行の3年間の活動計画を引き継ぐことを基本とし、地域活動型、複業実践型のいずれの場合も、原則として、最大3か年度の活動を交付対象とし、3か年度の活動が終了した森林は、交付金の対象外とする。

（地域活動型）

A	R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動を行っていない森林で活動を希望する場合（新規箇所）	R 7 を 1 年目として計画を作成する。資源活用の取組は、素材としての利用を原則としつつ、空間及び景観としての利用も可とする。交付単価は新単価を適用。活動推進費の交付可。
C ・ E	R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による地域環境保全タイプの活動を行ったことがある森林で引き続き交付金による活動を希望する場合（継続箇所）	同一箇所を現行の活動計画の R 6 時点の年数を引き継いだ年数で R 7 の活動計画を作成できる。活動計画書を地域活動型（森林資源活用に変更）に変更する。この場合、現行の活動の継続性を重視し、資源活用の取組の要件は、素材としての利用を原則としつつ、空間及び景観としての利用も可とする。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価の 2 年目もしくは 3 年目を適用する。
B ・ D ・ F		新制度への移行に伴い、同一の箇所を、R 7 を 1 年目として、R 7 の活動計画を作成できる。資源活用の取組は、素材としての利用を原則とする。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価を適用。

R 6 から R 7 への移行の考え方（参考）

H I	R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による森林資源利用タイプの活動を行ったことがある森林で引き続き地域活動型の活動を希望する場合	同一箇所を現行の活動計画のR 6 時点の年数を引き継いだ年数でR 7 の活動計画を作成できる。活動計画書を地域活動型（森林資源活用に変更）に変更する。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価の2年目もしくは3年目を適用する。
G	R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による森林資源利用タイプの活動を3か年度行ったことがある	森林資源利用タイプの支援内容は地域活動型に含まれることから、同一の箇所は、原則として地域活動型のR 7 の活動計画を作成できない。
<p>（複業実践型）</p> <p>要件を満たす場合は、R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動を行ったことがある森林か否かに関わらず、R 7 は、1年目として計画する。</p>		

ご静聴ありがとうございました。

北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課

011-204-5516 内線28-822

詳しくは、地域協議会HPや林野庁HPをご覧ください。